

新潟県保険医会 FAXニュース

第51号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

【台風19号被災者への医療について】

台風19号にとまなう被災者への医療について、厚生労働省から以下の内容の事務連絡が出ています。

1. 一部負担金等の支払いの免除等（2020年1月末まで）

【災害救助法の適用市町村】に住所を有し、【免除対象保険】に加入している方が、【免除に該当する状況】①～④のいずれかに該当する場合は、窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担が免除となります。

新潟県内の状況は下表のとおりです。県外居住者が受診した場合は、保団連HP（令和元年台風19号に伴う災害医療特集）の一覧表でご確認ください。

【新潟県内の災害救助法適用市町村と免除対象保険】

適用市町村	国保	後期高齢	協会けんぽ	健保組合・国保組合	介護
上越市	○	○	○	各組合にご確認ください	○
糸魚川市、妙高市	×	○	○	さい	×

【免除に該当する状況】

- ① 住家の「全半壊」、「全半焼」、「床上浸水」又はこれに準ずる被災をした方
※罹災証明書の提示は必要ありません。
- ② 主たる生計維持者が「死亡」、「重篤な傷病を負う」、「行方不明」の方
- ③ 主たる生計維持者が業務を「廃止」又は「休止」された方
- ④ 主たる生計維持者が「失職」して現在収入がない方

【医療機関での取り扱い】

- ・一部負担を徴収せず、レセプトで10割を保険請求します。
- ・入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、免除・猶予はありません。

2. 保険証の提示がなくとも保険診療が可能

被災により、保険証を紛失・自宅に残したまま避難しているなどの理由により、保険証の提示ができない場合について、以下の事項を確認することで保険診療が可能です。

- ①氏名、生年月日、連絡先（電話番号）
- ②加入している保険者がわかる情報（被用者保険の場合：事業所名、国民健康保険の場合：住所・組合名、後期高齢者医療の場合：住所）